

市民ささえあい推進委員会委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名	役職等	備 考
1	市 民	一般市民公募	野 祐 子	—	
2	市 民	一般市民公募	近 藤 肇 子	—	
3	市 民	一般市民公募	越 智 百合子	—	
4	保健・医療・福祉	北海道光生会	高 橋 利 治	爽やかネットワーク 地域生活支援グループマネージャー	
5	保健・医療・福祉	社会福祉法人南静会	坂 下 智 昭	コミュニティホーム美唄 通所リハビリテーション科主任	
6	保健・医療・福祉	美唄医師会	城 下 紀 幸	しろした病院院長	
7	関係団体	自治会(母町連絡協議会)	俵 省 一	自治会(母町連絡協議会)幹事長	
8	関係団体	美唄青年会議所	松 山 教 宗	法王寺副住職	
9	関係団体	美唄商工会議所	野 村 敏 行	岩本写真館代表取締役	
10	関係団体	美唄市老人クラブ連合会	平 川 昭 三	老人クラブ連合会事務局員	
11	関係団体	介護家族と共に歩む会	小笠原 富美子	介護家族と共に歩む会 事務局	
12	関係団体	美唄市民生・児童委員協議会連合会	長 尾 憲	美唄市民生児童委員協議会 連合会理事	
13	関係団体	美唄市民生・児童委員協議会連合会	山 口 美津子	主任児童委員	
14	関係団体	美唄市保健推進員	福 庄 幸 子	保健推進員	
15	関係団体	美唄市食生活改善推進員	根 賀 松 子	食生活改善推進員	
16	関係団体	ボランティアセンター	孫 泰 一	ボランティアセンター運営 委員長・孫歯科医院長	
17	関係団体	母子寡婦福祉会	土 井 春 美	母子寡婦福祉会副会長	
18	関係団体	ファミリーサポート「ゆりかご」	三 浦 加代子	ファミリーサポート 「ゆりかご」副会長	
19	関係団体	衛生協力会	奥 村 ツ ル	衛生協力会連合会婦人部長	
20	社会福祉協議会	社会福祉協議会	越前谷 賢 一	社会福祉協議会事務局	
21	学識経験者	北星学園大学	大 内 高 雄	北星学園大学社会福祉学部 教授	副委員長
22	学識経験者	美唄市社会教育委員	加 茂 一 清	美唄市社会教育委員長	副委員長
23	福祉関係各計画	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	小 川 賢 一	高齢者保健福祉・介護保険事業計画 委員長、専修短期大学教授	
24	福祉関係各計画	障がい者プラン	森 田 肇	障がい者プラン策定委員、北海道 中央労災病院せき損センター副院長	委員長

○市民ささえあい推進委員会運営要綱

(平成 20 年 4 月 1 日庁達第 13 号の 4)

(趣旨)

第 1 条 美唄市福祉のまちづくり条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 16 条に規定する市民ささえあい推進委員会(以下「推進委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、地域福祉の増進を図るための取組みを推進するとともに、条例第 9 条第 1 項に規定する美唄市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討する。

2 推進委員会は、前項に規定する検討を行った場合は、その結果について、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 推進委員会は 25 名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市民公募による者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 市民各団体関係者(青年・商工・老人・ボランティア等)
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 学識経験者
- (6) 各計画(子育て・高齢者・障がい者)委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 計画策定に係る会議は公開するものとする。

(部会)

- 第7条 委員長が必要と認めるときは、推進委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会は委員会の委員で組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
 - 4 部会は、部会長が必要と認めるときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 5 計画策定に係る会議は公開するものとする。

(庶務)

第8条 推進委員会及び部会の庶務は、保健福祉部地域福祉課地域福祉係が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(招集の特例)

第10条 委員の任期終了後、最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 美唄市地域福祉市民ささえあい推進委員会設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の美唄市地域福祉市民ささえあい推進委員会設置要綱第3条の規定により委員に委嘱されている者は施行後の要綱第3条の規定による市民ささえあい推進委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が廃止前の要綱第4条の規定により委嘱された日から起算する。

○美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱

(平成 20 年 5 月 19 日庁達第 16 号)

(設置)

第 1 条 美唄市福祉のまちづくり条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項に規定する美唄市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進等に関し必要な事項を調査検討するため、庁内の各関係課等からなる美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 前項による調査検討の結果は、必要に応じて条例第 16 条の規定による市民ささえあい推進委員会にその内容を提供するものとする。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は地域福祉課長を、委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、保健福祉部地域福祉課地域福祉係が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱(平成 15 年 4 月 1 日策定)は廃止する。

別表(第3条関係)

所属名		職名
総務部	総務課	総務係長
	財政課	財政係長
	地域経営室	協働推進担当グループ主任
市民部	市民課	生活交通係長
	環境課	環境係長
商工交流部	商工労働課	商工労働係長
	産業振興課	産業振興係長
	交流推進課	観光交流係長
都市整備部	都市計画課	都市計画係長
	都市整備課	都市整備係長
		道路管理係長
建築住宅課	主査(住宅担当)	
教育委員会	学務課	学校教育係長
	生涯学習課	生涯学習係長
		主査(体育振興担当)
病院事務局		総務係長
消防本部	総務課	庶務係長
保健福祉部	地域福祉課	地域福祉係長
	こども未来課	こども未来係長
	高齢福祉課	高齢福祉係長
		主査(包括支援センター担当)
健康推進課	健康推進係長	

○美唄市福祉のまちづくり条例

(平成 16 年 3 月 25 日条例第 12 号)

住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らしたいという思いは、私たち美唄市民の共通の願いです。

このような願いを実現するためには、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きる地域社会を築くことが必要です。

私たちのまちは、かつて炭鉱と農業のまちとして、人々がそれぞれの地域においてさまざまな困難を乗り越え、ともに支え合って暮らしてきた歴史があります。

私たち美唄市民は、これまでの先人が培ってきた生活文化を受け継ぎ、新たな時代の中で育むことにより、だれもが住み慣れたこの美唄の地域で、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、市民だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる社会を築くことを目的とします。

(福祉のまちづくりの基本理念)

第 2 条 福祉のまちづくりは、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重することを基本とし、市民の自立への努力、地域で展開される住民のさまざまな活動と市民の自立支援に向けた市の施策が相互に連携をとりながら、ともに支え合い、活力ある地域社会の実現を図ることを基本理念として推進されなければなりません。

2 前項に規定する基本理念の実現にあたっては、次の各号に掲げる事項が尊重されなければなりません。

(1) 市民は、年齢、心身等の状況に応じて、自立した生活を営むために努力すること。

(2) 市民及び事業者は、地域社会の一員として、自己の能力を発揮して社会活動に参加するとともに、個人としての尊厳を認め合い、ともに支え合い、活力ある地域社会を築くために努力すること。

(3) 市は、市民が安心して生き生きと生活を営むことができる基礎的な条件を確保するため、市民及び事業者との協働のもとに、必要な施策を総合的かつ効果的に実施すること。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人ひとりが福祉のまちづくりの主体であるという意識のもとに行動するとともに、自ら持てる力を発揮し、福祉のまちづくりの推進に努めます。

2 市民は、生活の基盤である家庭と、暮らしの場である地域社会における自らの役割を意識し、支え合う地域社会の実現に努めます。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを意識し、福祉のまちづくりへの理解を深めるとともに、その推進に努めます。

2 事業者は、自らも地域社会を支える一員として、支え合う地域社会の実現に努めます。

(市の役割)

第5条 市は、第2条に規定する基本理念を実現するため、市が行うすべての施策において、福祉のまちづくりへの配慮を行い実施します。

2 市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施します。

3 市は、福祉のまちづくりを推進するために、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たせるよう、必要な環境づくりに努めます。

(国等との連携)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体等との連携に努めます。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針

(情報の提供)

第7条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、自発的な活動を支援するため、必要な情報の収集及び提供、学習機会の確保に努めます。

(市民参加)

第8条 市は、福祉のまちづくりの推進にあたっては、市民参加の機会を保障するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代の意見が反映され、市民自らも担い手となるための必要な環境づくりに努めます。

(地域福祉計画の策定)

第9条 市は、第5条第2項に規定する計画として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の地域福祉計画を策定し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進します。

2 市は、地域福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する市民ささえあい推進委員会の意見を聴かなければなりません。

第3章 福祉のまちづくりに関する基本的な施策等

(健康づくりの推進)

第10条 市民は、自らの健康は自らつくるという健康に関する意識を高め、日常生活の様々な場面で健康の保持及び増進に努めます。

2 市は、市民の健康で自立した生活に向けた取組みを支援するため、市民、事業者とともに、その環境づくりに努めるとともに、健康の保持増進並びに疾病及び介護等の予防に必要な施策の充実を図ります。

(保健福祉サービスの充実)

第11条 市は、市民が生涯を通じて安心して生活を営むことができるよう、必要な保健福祉サービスを提供するとともに、その基盤整備に努めます。

2 市は、次の各号に掲げる原則に基づき、保健福祉サービスを実施します。

- (1) 支援を必要とする市民に対して適正なサービスを公平に提供すること。
- (2) 市民のサービスの選択及び自己決定を尊重すること。
- (3) 市民の生活の自立に向けた取組みを支援すること。
- (4) 市民に利用しやすい身近な地域でサービスを総合的に提供すること。
- (5) 保健、医療、福祉等、関係機関の連携のとれたサービスを提供すること。

(生涯学習等の推進)

第12条 市民は、生きがいのある豊かな生活を営むため、生涯にわたって学習するよう努めます。

2 市は、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動など、社会活動や交流に参加する機会の拡大に努めます。

(就労の支援)

第13条 事業者は、高齢者、障害者等の就労機会の提供並びに雇用の創出及び維持に向けた環境づくりに努めます。

2 市は、前項に定める雇用の創出及び維持を図るため、事業者及び関係機関と連携して、必要な施策を講じるよう努めます。

(居住環境の整備)

第14条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するため、だれもが住みやすい居住環境の整備に努めます。

(安全な生活の確保)

第15条 市民は、安全に日常生活を送ることができるよう、防犯、防災及び交通安全に関して、地域住民が相互に助け合う地域づくりに努めます。

2 市は、市民が安全に日常生活を営むことができるよう、市民及び関係機関と連携し、防犯、防災及び交通安全に関する必要な施策を講じるよう努めます。

第4章 福祉のまちづくりの推進

(市民ささえあい推進委員会)

第16条 この条例による福祉のまちづくりを推進するために、市民で組織する市民ささえあい推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

(役割)

第17条 推進委員会は、福祉のまちづくりに関する基本的な事項について必要な意見を述べるとともに、支え合う地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

(自ら進める地域づくり)

第18条 市民一人ひとり、自らの地域を自ら良くしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に取り組むよう努めます。

2 町内会など地域づくりに取り組む団体は、自らの活動を積極的に推進して、地域の連帯感を深めるとともに、より良い地域づくりに努めます。

- 3 市は、社会福祉協議会など地域福祉の推進に寄与する団体及び個人と協働し、地域づくりに関する地域住民の主体的な取組みに対し、必要な支援に努めます。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、施行日前に策定した美唄市地域福祉計画については、この条例第9条第1項の規定に基づき策定したものとみなします。

第2期 美唄市地域福祉計画

「美唄ささえあい・つながりプラン」

一描こう 創ろう つなげよう 美唄の明日を一

発 行 平成21年3月

発行者 美唄市

編 集 美唄市保健福祉部地域福祉課

美唄市西3条南1丁目1番1号

電 話 0126-62-3148